利用者負担額（保育料等）に関するＱ＆Ａ

Q1　離婚等によりひとり親家庭になりましたが、保育料は変わりますか？

A　申請の内容によって、保育料が変更になる場合があります。

離婚や婚姻、転居等の理由により申請時と家庭の状況に変更があった場合は、速やかに保育所又は幼児教育・保育推進課で手続きをしてください。申請の内容によって、保育料が変更になる場合があります。保育料の変更は申請された翌月分から反映します。

Q2　在宅障がい児（者）とはどのような方ですか？

A　以下のいずれかに当てはまる方が該当します。

1. 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
2. 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
3. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
4. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児
5. 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

Q3　算定の基準となる年度は収入がなかったのですが、所得の申告は必要ですか？

A　必要です。

前年が無収入の方や、非課税所得のみで普段は税の申告が必要ない方であっても、保育料の算定には所得の申告（又は無収入の申告）が必須となります。申告の方法は、算定の基準となる年度の住民登録があった市町村の税担当（南丹市の場合は税務課）にご確認ください。